

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	文化によるまちづくり条例に基づく基本計画の策定状況について	文化政策課
2	令和3年度御幸の浜プールの運営について	スポーツ課
3	新型コロナウイルスワクチン接種について	健康づくり課
4	橘地域における認定こども園整備について	保 育 課

令和3年4月16日

文化によるまちづくり条例に基づく基本計画の策定状況について

1 小田原市文化によるまちづくり条例について

(1) 施行

令和2年4月1日

(2) 目的

市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与する

(3) 基本計画の策定（第5条）

基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画を策定する。

(4) 小田原市文化振興審議会（第6条）

市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申する。

2 小田原市文化振興審議会について

(1) 小田原市文化振興審議会委員（令和2年9月10日委嘱時点）

氏名	区分	所属等
◎杉本 洋文	学識経験者	元東海大学工学部建築学科教授、(株)計画・環境建築代表 NPO 法人小田原まちづくり応援団副理事長
○吉田 眞理	教育	小田原市教育委員 小田原短期大学学長
関口 秀夫	文化連盟	小田原市文化連盟会長
木村 秀昭	住民組織	自治会総連合会長
萩原 美由紀	福祉	認定NPO 法人アール・ド・ヴィーヴル理事長
外郎 藤右衛門	観光	(一社) 小田原市観光協会副会長
鈴木 悌介	産業 国際交流	小田原箱根商工会議所会頭 小田原海外市民交流会会長
大石 時雄	学識経験者	文化政策課市民ホール担当課長
池田 啓司	公募市民	県立学校教員
浅井 政真	公募市民	会社員

(2) 開催状況

回	日時	内容
第1回	令和2年(2020年) 9月10日(木) 10時30分～12時	諮問 「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項について」
第2回	令和2年(2020年) 11月24日(火) 15時～17時	議題 文化によるまちづくり条例の基本計画(骨子案)について
第3回	書面会議 令和3年(2021年) 2月22日(月)～ 3月5日(金)	議題 文化によるまちづくり条例の基本計画(骨子案)について

(3) 中間答申について

令和3年3月31日 中間答申(別紙のとおり)

3 今後のスケジュール

令和3(2021)年

4月～5月 計画骨子案の市民意見募集

7月 第4回文化振興審議会

最終答申

8月 計画策定



別紙

令和 3 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

小田原市文化振興審議会
会長 杉 本 洋 文

文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく
施策に関する基本的事項について（中間答申）

令和 2 年 9 月 1 0 日、当審議会に対し意見を求められた「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項」について、別紙のとおり、骨子案として中間答申をいたします。

令和 2 年 4 月 1 日に施行された「文化によるまちづくり条例」を踏まえ、中間答申に向け、専門性を持った各委員が、様々な視点から審議を行ってきました。

審議の結果、まとまった基本計画をもとに、小田原ならではの文化の振興と、文化によるまちづくりが行われていくことを期待しています。

文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）

第1章 小田原市の多彩な文化

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏等へのアクセスに優れた交通利便性、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史・文化資産、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動等が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

小田原ならではの文化は、主に次のような特徴が挙げられます。

<武士・戦国の文化> 小田原城を居城とした北条氏をはじめとする歴史や、戦国時代に育まれた甲冑・鋳物などものづくりの工芸文化	<交通の文化> 古代より陸路、海路、鉄道などの多彩な交通の要衝であり、人車鉄道、馬車鉄道、路面電車などから新幹線に至るまでの交通による多様な交流文化	<邸園文化> 明治・大正期以降の政財界人や文人のもとで花開いた邸宅と庭園で展開された邸園文化
<なりわい文化> 小田原物と称される木製品や水産練製品、梅干、和菓子、漬物、塩干等の食文化、地域特性を生かした江戸期宿場町城下町を中心に展開された文化、また戦後に起きた現在につながる産業文化	<まちづくり文化> 歴史都市を基に、里山、里川、里海を取り込んだ歴史と環境を融合した都市形成の文化	<舞台文化> 江戸期に「曾我物」が歌舞伎や能などの題材として取り上げられるなどの舞台芸術文化
<民衆の文化> 海や山等の自然や各地域に伝わる祭事等に基づく、お祭り・神輿・山車などの民俗文化	<生活文化> 秀吉の一夜城での茶会、松永耳庵など近代小田原三茶人による茶道文化や、自然に恵まれた小田原ならではの食材を生かした暮らしの食文化	<市民文化> 戦後にいち早く美術や演劇などの活動が復興され、今日まで続く、市民や文化団体により育まれてきた芸術活動の文化

第2章 計画の策定にあたって

（1）計画策定に至る経緯

ア) 国の動向

- ① 平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」第4条では、地方公共団体の責務として「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

平成29年6月には「文化芸術基本法」に改正され、基本理念の改正とともに、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定されました。

- ② 平成 24 年 6 月に施行の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第 7 条では「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定めています。

イ) 小田原市の政策の方針

小田原市では、平成 24 年 3 月に小田原らしい文化や文化のもとで目指すこれからの姿を「小田原市文化振興ビジョン」にまとめました。

令和 2 年 4 月に、文化芸術基本法を踏まえ、また、令和 3 年 9 月の市民ホールの開館を考慮し、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による活力と魅力あふれるまちの実現のため「小田原市文化によるまちづくり条例」を制定しました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、条例の基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即し、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関し、基本方針及び推進を図るための事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までとします。

第 3 章 文化によるまちづくりの考え方

(1) 文化の振興とまちづくり

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところにあり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきました。

また、人々は過去いくたびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。歴史や風土に生まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連続と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがつくられると考えます。

「小田原ならではの」豊かな文化に触れた感動は、行動を起こす力となり、共感されることで持続させる力を生み出し、持続可能な暮らしの実現に寄与します。

文化を振興することは、市民一人一人の感性を育むことにとどまらず、人づくり、地域づくりなど社会の基盤形成、そして観光・教育・福祉・産業など諸活動の波及効果につながる未来のまちへの投資とも言えます。

(2) 市民による文化の振興と行政の役割

市民一人一人が、文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくことが望めます。行政は、市民の自主性、創造性、多様性を尊重し、その活動の下支えとなるよう、必要な施策を市民とともに実施していきます。

(3) 目指すまちの姿と基本目標

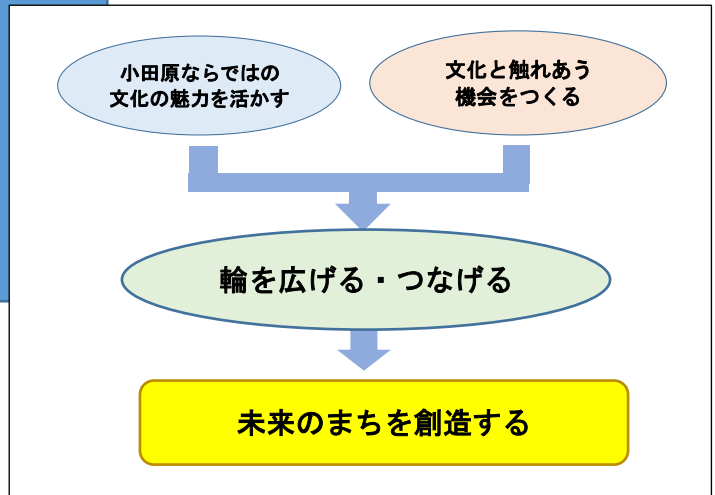
小田原市文化によるまちづくり条例の基本理念に基づき、本計画の目指すまちの姿と基本目標を次のように定めました。

小田原ならではの文化によるまちづくり

文化で人と人がつながり、ワクワク、ドキドキがあふれるまち
まち全体が舞台となり、日常の暮らしに、文化が息づく魅力あるまち
小田原ならではの文化が世界に開かれているまち

<基本目標>

- 1 小田原ならではの文化の魅力を活かす
- 2 文化と触れあう機会をつくる
- 3 輪を広げる・つなげる
- 4 未来のまちを創造する



第4章 施策の推進・・・基本目標と取り組み内容 (○ =関係分野)

基本目標1 小田原ならではの文化の魅力を活かす

長い歴史や風土の中で生まれ、受け継がれてきた「小田原ならではの」の文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。

施策1 文化を守り、伝える

文 産 教 地 食

小田原ならではの伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を大切にするとともに、新しい光をあて、後世に継承します。

☞ 文化財の公開、郷土資料の活用、民俗芸能の保存・継承、博物館構想の推進

施策2 文化資源の保存と活用

文 産 観 地 食

歴史的・文化的資源を、小田原の誇りとして保存するとともに、その価値が十分に発揮されるよう積極的に活用します。

☞ 公民連携による歴史的建造物の保存・活用、文学のまちづくり事業の推進、尊徳顕彰事業、歴史・文化に育まれた食文化の保存・活用

基本目標2 文化と触れあう機会をつくる

文化・芸術の拠点である市民ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に触れあう機会を作ります。

施策1 文化・芸術拠点である市民ホールの活用 文 産 観

市民ホールでの文化・芸術活動を推進するとともに、多くの人が集い、まちのにぎわいを創出する施設としても活用します。

- ☞ 市民ホールの整備・運営、市民ホールと地域のネットワークの形成

施策2 文化活動への支援 文 教 地

市民による文化活動の相談体制を整えるとともに、発表機会の充実を図り、多くの人々の活動への参加を促進します。

- ☞ 発表機会の充実、情報発信の充実

施策3 文化・芸術に触れる身近な機会の充実 文 教 地

すべての市民が心豊かに暮らすことのできるよう、多様な文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。また、暮らしの中での文化活動がより活発に行われるよう、地域との連携を図ります。

- ☞ 市民ホールに足を運ばない、運べない市民にも芸術文化を届ける機会の創出、美術作品の展示、地域とのネットワークの構築

基本目標3 輪を広げる・つなげる

「小田原ならではの」の継承と創造のものは、市民一人一人であると認識し、歴史的・文化的資源や市民の活動を内外に発信するとともに、様々な分野と連携・交流し、さらなる魅力の創出を図ります。

施策1 文化を支える地域と人材の育成 文 教 地 産 観 福

文化活動を行う人や担い手、活動を支える人づくりとともに、人と人をつなぎ、その活動の場を広げていくことにより、文化を地域で支えていく土壌を育てます。

- ☞ 若手芸術家の支援、アウトリーチの実施、子どもたちに向けた郷土学習事業の実施セミナーの実施、文化基金の活用検討

施策2 多彩な文化の発信 文 産 観

小田原ならではの文化や、地域・市民の文化活動を市内外に広く発信することで、市民自らが文化への理解を深めてもらうとともに、世界に向けて魅力を伝えます。

- ☞ 情報発信事業の拡大、SNS等を活用した情報発信の充実

施策3 市内外の交流の促進 ①文②教③地④産⑤観

国内外の姉妹都市をはじめ、交流のある都市との連携を強化するとともに、小田原ゆかりの文化に携わる人や団体等と連携することで、多くの人々との文化交流を促進します。

- ☞ 都市間交流事業の推進、多様な交流の機会の創出

施策4 様々な分野・人材・団体等との連携 ①教②地③福

教育や福祉など他分野と連携することで、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人に文化に触れる機会を充実させるよう、文化団体のみならず、個性ある地域コミュニティや多岐にわたる分野の人材・団体と協働・連携して文化活動を推進します。

- ☞ 生涯学習活動との連携、市民による文化芸術活動の活性化、民間施設等との連携

施策5 産業・観光との連携による魅力の創出 ①産②観③食

産業・観光団体や、商店街等と連携してまちの各所に点在する文化資源を有効活用し、さらなる魅力の創出を図り、文化観光を推進します。

- ☞ 商店街等と連携したイベントの開催、まちあるき観光の推進、観光コンテンツの充実、MICEの推進（会議・研修・学会・展示会等）

基本目標4 未来のまちを創造する

小田原ならではの文化を子どもたちへ継承し、住み続けたい日常の豊かさを創造するとともに、文化の振興による社会の課題の解決等、地域から文化によるまちづくりを進めることで、市民一人一人が小田原ならではの文化に誇りを持ち、未来につながる「世界が憧れるまち小田原」を創造します。

施策1 文化を創造する風土を高める ①教②地③産④観⑤福

国籍、世代、性別、障がいの有無等に関わらず、多様な人々や地域コミュニティがともに文化を創造する風土を醸成します。

- ☞ 新しいチャレンジへの支援、地域の資金の活用

施策2 デジタル文化の活用 ①教②地③産④観⑤福

リアルとバーチャルの共存する現代の文化を、デジタル技術を活用し、バランスよく導入することで、人、地域、社会の多面的な出会いの機会を作ります。

- ☞ デジタル化の推進、スーパーシティへの挑戦

施策3 発信力を高める ①教②地③産④観⑤福

時間や場所を超えて、小田原発の文化を享受する機会を世界に向けて発信し、関係人口の増加につなげ、世界に誇れるまちをつくります。

- ☞ 情報発信事業の充実、シティープロモーションの推進

次代を担う子どもたちが多様な文化を体験するまちで暮らすことで、強く、しなやかな心を育むとともに、市民が小田原に誇りを持ち、「小田原ならではの」が随所に感じられるまちをつくります。また、SDGsの視点を取り込み、文化的資源や人のつながりを強化し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を実現します。

- ☞ 鑑賞事業の実施、アウトリーチの実施、郷土学習事業の実施、SDGsに向けた取組みの推進

第5章 計画の推進と評価

計画期間内において、推進する項目や取組の推進状況を管理し、結果や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。

(1) 計画の評価成果指標

本計画の着実に推進するため、成果指標及び目標値を設定します。

(2) 文化振興審議会

文化振興審議会は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画を策定するため、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するための機関です。

(3) 市民参加の機会

市民が担い手として文化を支えていくことが望まれます。文化のある暮らしを様々な分野の活動の情報を総合的に共有する機会を創出して連携を図ります。

(4) 庁内体制

庁内の各部署が連携する体制を整え、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

令和3年度御幸の浜プールの運営について

1 概要

御幸の浜プールは、Aプール（幼児用プール：水深0.20m～0.40m）、Bプール（50m小・中学生用プール：水深0.85m～1.05m）、Cプール（50m大人用プール：水深1.35m～1.60m）の3つのプールを有する施設である。

Cプールについては、プール躯体に度重なる亀裂が生じていることや当亀裂箇所やろ過循環用配管からの漏水が生じていることから、地盤に空洞が発生していることが想定されたため、令和2年度に調査を行ったが、その結果、プールサイドの一部箇所で空洞の存在が確認されたところである。

この調査結果を受け、令和3年度においては、Cプールを休場し、A・Bプールのみを開場する。

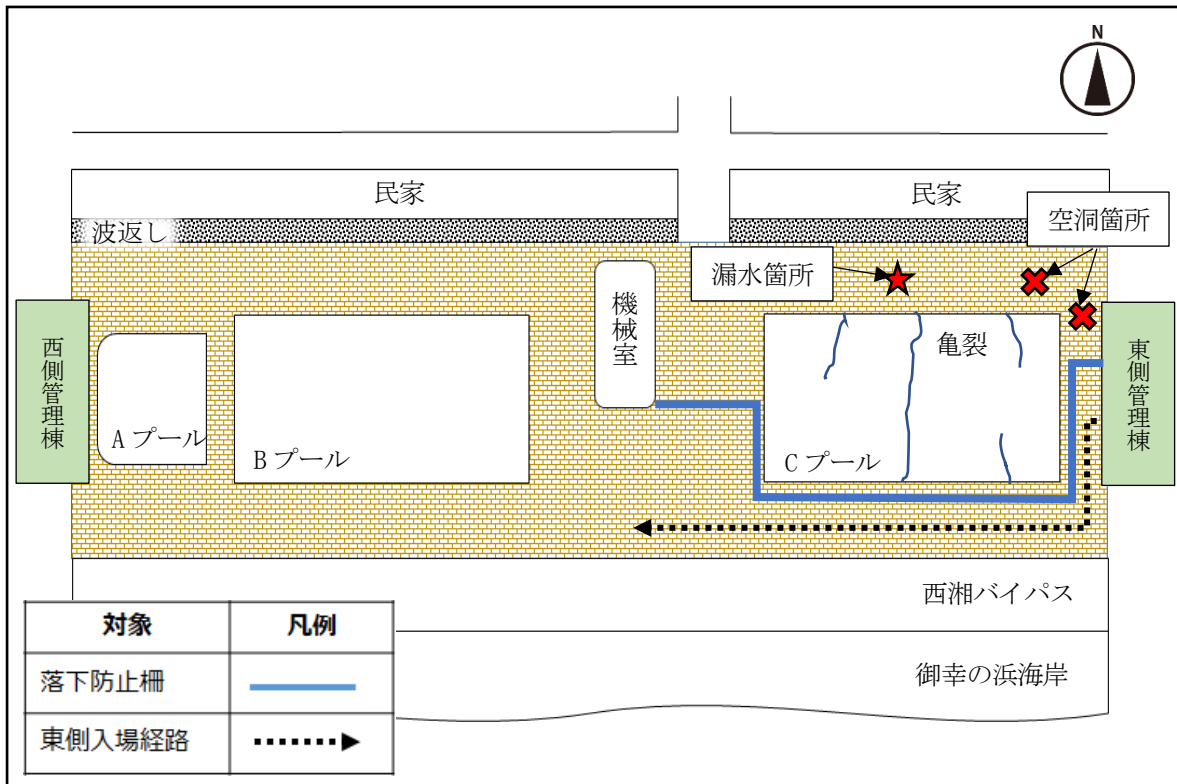
2 令和3年度 A・Bプール開場予定期間

令和3年7月17日（土）～8月31日（火）（46日間）

3 令和2年度 Cプールの漏水等調査結果

調査内容	調査結果
ろ過循環用配管漏水調査 （音聴工法）	「4 配置図」の★箇所において、 噴射音と地中の濡れを確認
プール地中空洞調査 （レーダ探査及びスコープ調査）	「4 配置図」の✕箇所において、 空洞を確認

4 配置図



5 今後の対応

(1) 令和3年度の開場について

- ・ Cプールについては、利用者の落下防止等の安全対策を施した上で、休場する。
- ・ A・Bプールについては、施設の異常が確認されていないことから、開場する。

(2) 施設に対する調査と今後の予定について

未調査箇所（Cプール躯体の地中及びプールサイド西側をはじめ、A・Bプールのプールサイドの地中の状況）を夏季運営終了後に改めて調査した上で、今後の運営等について検討していく。

新型コロナウイルスワクチン接種について

1 本市の接種対象者数

対象者計（16歳以上）	約 171,000 人	342,000 回
医療従事者	約 6,000 人	12,000 回
65歳以上高齢者	約 59,000 人	118,000 回
基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者等	約 24,000 人	48,000 回
上記以外の方	約 82,000 人	164,000 回

2 実施方法

- ・個別接種 市内 95 の医療機関で実施
- ・集団接種 保健センター 主に日曜日に実施
- ・巡回接種 高齢者施設 72 施設のうち巡回接種が必要な施設で実施

3 ワクチン供給状況

医療従事者用：3/5（1箱）・3/26（1箱）・4/12の週（8箱）

住民接種用：4/19の週（1箱）・4/26の週（1箱）・5/10の週以降（未定）

※1箱＝約1,000回分

4 当面の対応

ワクチンの供給量が限られていることから高齢者施設の入所者及び従事者から接種を開始（令和3年（2021年）3/31に65歳以上の方へ接種券発送済）

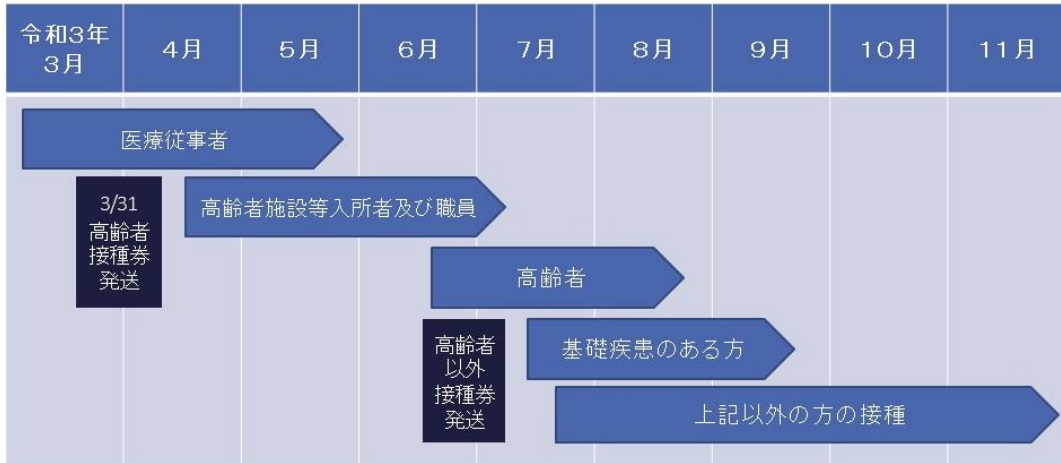
5 今後について

接種開始時期 高齢者施設の入所者 令和3年（2021年）4月下旬

上記以外の高齢者 令和3年（2021年）6月中旬（見込み）

ワクチンの供給量等が確定し、接種体制が整い次第、広報・ホームページ・タウン誌・回覧・FM小田原・SNS・医療機関・高齢者関係機関等でお知らせ

※想定される接種スケジュール（ワクチンが潤沢に届いた場合）



橋地域における認定こども園整備について

橋地域には保育所がない状況や地域内の公立幼稚園の園児減少を踏まえ、前羽幼稚園・下中幼稚園の統廃合を前提とした認定こども園整備について、それぞれの地域でヒアリングを実施したが、子育て世帯を中心に、認定こども園に期待する声が多く聞かれた。

これを受け、前羽・橋北両地区の自治会関係者等に対し、整備候補地を含む市方針案について合同の説明会を開催した。

1 自治会関係者等説明会の概要

- (1) 日 時 令和3年(2021年)3月25日(木)午後7時から8時30分まで
- (2) 会 場 橋タウンセンターこゆるぎ
- (3) 参加者 前羽地区自治会連合会 会長ほか7人
橋北地区自治会連合会 会長ほか8人

2 市方針案

- (1) 施設形態 幼保連携型認定こども園(保育部:0~5歳 幼稚部:3~5歳)
- (2) 整備地 下中幼稚園現地 建替え
- (3) 施設規模 定員:92人程度 面積:延床1,600㎡程度(最大)

3 意見交換で出された主な課題

- (1) 整備計画地について
 - ・今、幼稚園に通っている方々が手放しに賛同するとは思えない。
 - ・前羽地区からは遠くて使えない。子育て世帯にしっかりと説明し、検討してもらいたい。
 - ・市の所有地以外に検討していないのか。
- (2) 通園バス・通園方法について
 - ・通園方法として、前羽から下中へ通園バスを出す予定はあるのか。
 - ・通園バスは、子育て世帯を中心に、利用者の身になり検討していただきたい。
- (3) 市方針案の提示方法について
 - ・認定こども園の話聞き、好意的に話を受け止めたが、認定こども園の話がスムーズに進んだのは、一番肝心の整備地の話をしなかったためではないか。
- (4) その他
 - ・下中幼稚園建替え案をいろいろな形で検討していくということなのか。
 - ・認定こども園整備について、改めて説明をいただけるということで良いのか。

4 今後の対応

市方針案について、自治会関係者だけでなく、子育て世帯や地域の方々にもご理解いただけるよう、引き続き丁寧に説明を行っていく。

橘地域における認定こども園整備（整備候補地）について

1 整備候補地選定の考え方

橘地域内の市保有地の中から、以下の3つを整備候補地として比較・評価した上で、「安全性の確保」、「生活圏への近さ・施設運営に対する地域協力の得やすさ」、「幼児教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能や幼保小・地域との連携促進の結節点などの、公立の幼児教育・保育施設の役割を実現するのに適した立地」の観点に基づき、幼児教育・保育の施設を整備する場所として最適と考える候補地を市方針案として示し地域説明を行いました。

	㉠前羽幼稚園 現地	㉡橘地区タウンセンター こゆるぎ 隣接地	㉢下中幼稚園 現地
住所 (現況)	前川 510 (前羽幼稚園園舎、園庭)	羽根尾 281-1 (こゆるぎ利用者駐車場)	小船 174-1 (下中幼稚園園舎、園庭)
面積	936 m ²	2,230.3 m ²	2,148 m ²
区域	市街化区域	市街化区域	市街化区域
用途	第一種住居地域	準工業地域	第一種住居地域
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・前羽小学校と近接し、小学校との連携がしやすい。 ・前羽地区の生活圏にあり、地域の協力が期待できる ・国道1号沿いで交通利便性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前羽地区、橘北地区の概ね中間地点に位置している。 ・現況が更地で、新規建築が進めやすい。 ・こゆるぎとの連携の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下中小学校と隣接し、小学校との連携がしやすい。 ・橘北地区の生活圏にあり、地域の協力が期待できる ・幹線道路である県道709号に近く交通利便性が良い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確認を求める陳情が採択されており、現地存続が厳しいと見込まれる。 ・敷地が他案と比べて狭い。 ・現園舎を取り壊して整備のため、整備期間中の園児受入の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺は工業地域で、生活圏から遠く、地域連携が困難。 ・敷地の一部が、土砂災害警戒区域にかかり、防災上課題がある。 ・こゆるぎの駐車場としての代替地の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が都市計画道路の計画線上にあり、それを考慮した建設プランの検討が必要。 ・現園舎を取り壊しての整備のため、整備期間中の園児受入の検討が必要。

2 整備地市方針案

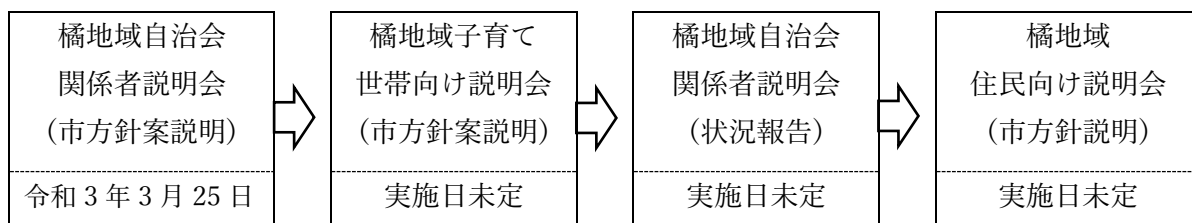
㉢案 下中幼稚園 現地

理由：安全性の確保や小学校との連携、生活圏との距離などの要素から、他案と比較して最適地である。

3 施設規模市方針案

施設形態	幼保連携型認定こども園
面積	延床 1,600 m ² 程度 (最大)
定員(予定)	92 人 (1号:29人、2号:38人、3号:25人)
職員	正規職員 11 人程度

4 地域調整の進め方



※今後の地域調整の進捗状況により、進め方の変更があります。

橋地域認定こども園の整備について

小田原市
小田原市教育委員会

2021. 3. 25

1.1 橋地域の現況と子ども・子育て関連施設

- ・ 児童人口 (0～5歳) 366人 (R2.4住民基本台帳)
- ・ 推計児童人口 (0～5歳) 328人 (R6 子ども子育て支援事業計画推計)
- ・ 幼児教育(3～5歳)利用数 83人 /208人 (利用率 39.9%)
- ・ 保育(3～5歳)利用率 81人 /208人 (利用率 38.9%)
- ・ 保育(0～2歳)利用率 38人 /158人 (利用率 24.1%)

※推計児童人口を除く数値は、R2.4.1時点

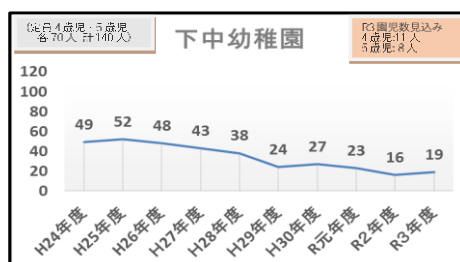
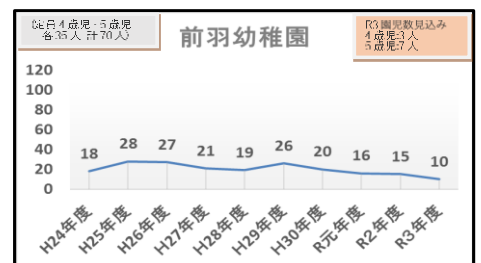
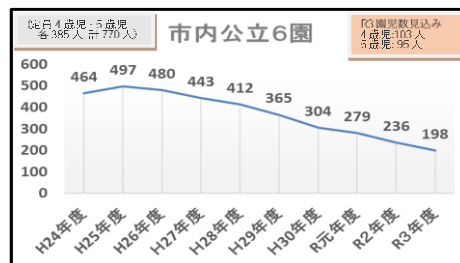


1.2 公立幼稚園園児数の推移 (前羽幼稚園、下中幼稚園)

令和3年3月25日

小田原市立幼稚園園児数の推移

(各年度5月1日現在 令和3年度は見込み)



2.1
認定こども園
検討の背景・経緯

令和元年10月 前羽幼稚園の安全確認を求める陳情受理、採択

(園舎が海岸に近接していることを懸念しての安全確認を求める内容)

令和2年4月 前羽、下中両幼稚園の新年度在園児数が更に減少

(前羽幼稚園：R2=15人 R1=16人、下中幼稚園：R2=16人 R1=23人)

令和元年11月～令和2年10月 前羽、下中両幼稚園の課題と、2園の統廃合を
前提とした認定こども園整備について、地域説明とヒアリングを実施

(前羽地区：延べ参加者 85人 橘北地区：延べ参加者 49人)

<ヒアリングでの意見>

- 統廃合前提の認定こども園整備について、子育て世帯からは、保育ニーズが高くなっている現状から歓迎する様子が、自治会等の地域関係者は子育て世帯が望むのであれば良いのではないかと、理解を示される様子が見られました。
- 公立幼稚園の利用者からは、少人数の状況について「丁寧に見てもらえる」との評価の一方で、これ以上の減少は困るとの声が聞かれました。
- 現在の立地状況を踏まえ、認定こども園と小学校との連携構築を希望する声が多くありました。
- 整備地について、高い関心が寄せられるとともに、なるべく早く整備してほしい、との意見がありました。

3.1
認定こども園とは
(施設種別の比較)

● 認定こども園、保育所、幼稚園の比較

	幼稚園	保育所	認定こども園
対象年齢	満3歳～5歳 (公立は4～5歳)	0歳～5歳	保育部：0歳～5歳 幼稚部：満3歳～5歳
利用要件	なし	保育が必要な子ども	保育部：保育が必要な子ども 幼稚部：なし
利用時間 (原則)	4時間程度	11時間 土曜日開所	保育部：11時間 幼稚部：4時間程度 土曜日開所
費用	無償※ (給食費自己負担)	3～5歳：無償※ (給食費自己負担) 0～2歳：所得に応じた保育料	3～5歳：無償※ (給食費自己負担) 0～2歳：所得に応じた保育料
その他			地域に対する子育て支援を実施

※ 費用は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保護者負担金(保育料)を国・県・市が負担しています。

3.2
認定こども園とは
(整備による効果・影響)

<効果>

1. 保護者の就労等の状況に関わらず、地域の子どもたちが同じ施設で教育・保育を受けることができます。
2. 「仕事を退職した」など、保育を必要とする事由がなくなった場合も、退所の必要がありません。
3. 年齢に応じた適切な集団規模の中で、子ども主体の教育・保育が実施できます。
4. 地域に対する子育て支援の機能を有することから、地域の子育て環境の充実します。

<影響>

1. 整備にあたり、前羽幼稚園・下中幼稚園の統廃合を行うため、通園環境や、幼稚園に関連した地域活動に変化が生じる可能性があります。

3.2
認定こども園とは
(一日の流れ①)

	保育が必要な0・1・2歳児 (保育部)	3・4・5歳児	
		保育が必要 (保育部)	保育が必要ない (幼稚部)
7:30	【開園】		
9:00	【順次登園】	【順次登園】	【登園】
	【保育】	【教育・保育】 (幼稚部・保育部共通内容)	
	【昼食(給食)】	【昼食(給食)】	
	【午睡】	【教育・保育】 (幼稚部・保育部共通内容)	
14:00	【保育】	【午睡】	【降園】
		【保育】	(延長利用)
17:00	【順次降園】	【順次降園】	
19:00	【閉園】		

※他市の例からの一日の流れのイメージであり、時間等は目安を示しています。

3.2
認定こども園とは
(一日の流れ②)



4.1
認定こども園
整備候補地の
比較・評価①

橘地域内の市保有地の中から、以下の3つを整備候補地として検討を行ってきました。

	① 前羽幼稚園 現地	② 橘地区タウンセンター こゆるぎ 隣接地	③ 下中幼稚園 現地
住所	前川510	羽根尾281-1	小船174-1
現況	・前羽幼稚園園舎、園庭	・こゆるぎ利用者駐車場	・下中幼稚園園舎、園庭
面積 区域 用途	936㎡ 市街化区域 第一種住居地域	2,230.3㎡ 市街化区域 準工業地域	2,148㎡ 市街化区域 第一種住居地域
利点	・前羽小学校と隣接し、 小学校との連携 がなされてきた。 ・ 前羽地区の生活圏 にあり、地域の運営協力が期待できる ・国道1号沿いで 交通利便性が良い 。	・ 前羽地区、橘北地区の概ね中間地点 に位置している。 ・現況が更地(駐車場)で、新規建築が進めやすい。 ・こゆるぎと連携したイベントの可能性はある。	・下中小学校と隣接し、 小学校との連携 がなされてきた。 ・ 橘北地区の生活圏 にあり、地域の運営協力が期待できる ・国道1号から中井に至る幹線道路である県道709号から近く、 交通利便性が良い 。

4.1
認定こども園
整備候補地の
比較・評価②

	① 前羽幼稚園 現地建替	② 橋地区タウンセンター こゆるぎ 隣接地	③ 下中幼稚園 現地建替
課題	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認を求める陳情に対し「立地上の安全面や少人数化を踏まえ、現地存続が厳しい」との見解を示している。 敷地面積が他の案と比べて狭く、導入路狭隘により、工事実施が困難。 現園舎を取り壊して整備のため、整備期間中の園児受入の検討が必要。 下中地区住民にとっては、下中幼稚園よりも遠い立地となり不便が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺は工業地域で、生活圏から離れており、地域との連携が困難。 (今後も住宅地として居住誘導は見込まれない。) 敷地の一部が、土砂災害警戒区域にかかり、防災上不安がある。 現状でこゆるぎの駐車場として使用されているので代替地の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が都市計画道路の計画線上にあり、それを考慮した建設プランの検討が必要。 現園舎を取り壊しての整備が前提となり、整備期間中の園児受入の検討が必要。 前羽地区住民にとっては、前羽幼稚園よりも遠い立地となり不便が生じる。

4.2
認定こども園
整備候補地の
比較・評価
(要素比較)

3つの整備候補地について、要素比較をすると次のようになります。

	① 前羽現地	② こゆるぎ 隣	③ 下中現地	内容
地域内の 地理的位置	△	○	△	②は両地区との地理的バランスが良い。
小学校との 連携	○	×	○	②は両地区とも学校から離れており子どもの足ではアクセス困難。
安全性	×	△	○	①は立地上の安全性から整備に不適。 ②は土砂災害警戒区域に一部かかる。
都市政策を 踏まえた 見通し	×	×	△	①は立地上の安全性から都市機能誘導先としては不適。②は居住誘導がなされないエリアで都市機能誘導先としては不適。③は都計道計画を考慮した建設プランを考える必要あり。
面積	×	○	△	①は他と比べて半分以下。③は都計道計画を考慮した建設プランを考える必要がある。
生活圏との 距離・接続	○	×	○	②は現状で生活圏と距離があり、今後も居住誘導がなされない。

4.3
認定こども園
整備候補地の
比較・評価
(市方針案)

整備候補地の要素比較を踏まえ、次の観点に基づいた、幼児教育・保育の施設を整備する場所として最適と考える候補地を、市方針案としてお示しいたします。

幼児教育・保育の施設を整備する場所として最適なのはどこか？

- 安全性が最大限確保できる立地であること。
- 生活圏に近く、施設運営に地域の協力が得やすい立地であること。
- 幼児教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能や、幼保小や地域との連携促進の結節点などの、公立の幼児教育・保育施設の役割を実現するのに適した立地であること。

C案 (下中幼稚園 現地)

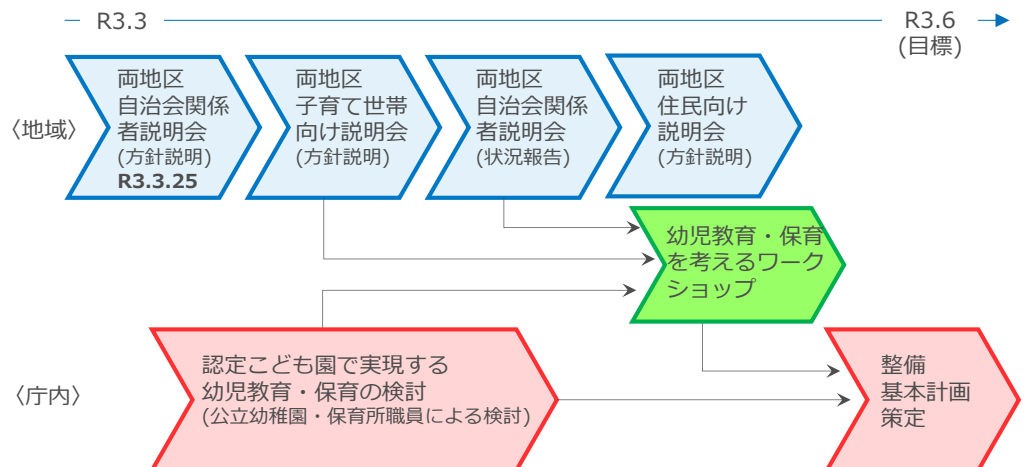
5.1
認定こども園の
施設規模整備
(市方針案)

整備規模は、地域の児童人口などから、次のように市方針案を考えております。

項目	内容
施設形態	幼保連携型認定こども園
面積(想定)	延床1,600㎡程度 (最大) (参考：平塚市公立認定こども園 定員150人 延床1,660㎡)
機能	保育室 (6室 最低基準476㎡)、遊戯室・ホール、調乳室・沐浴室、 厨房、事務室・医務室、トイレ、職員用トイレ、給食用昇降機、 職員休憩室、更衣室、倉庫、子育て支援室等、 園庭 (定員比最低基準440㎡)、駐車場
定員(予定)	92人 (1号：29人、2号：38人、3号：25人) (0歳5人、1歳10人、2歳10人、3歳21人、4歳23人、5歳23人)
職員	正規職員 11人程度
整備手法	未定

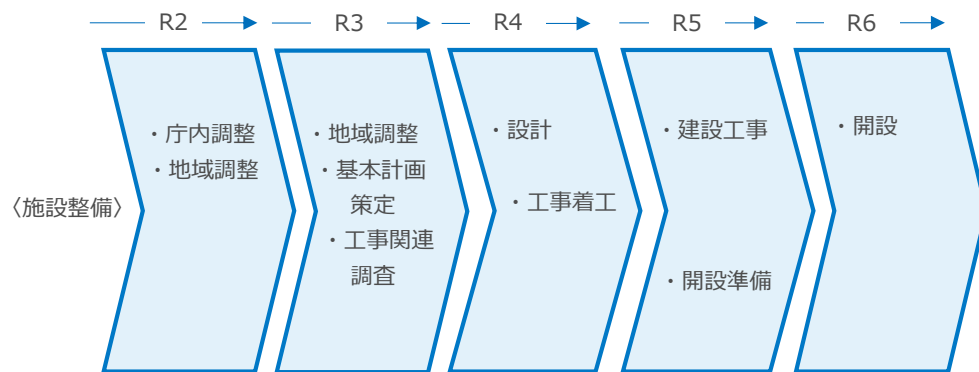
6.1
地域調整の
進め方

施設整備の上で重要な要素である整備候補地・施設規模の案を、両地区の住民にお示しし、必要な調整を行い、一定のご理解を得ながら、具体的な整備作業に移行してまいります。



7.1
今後の整備
スケジュール
(予定)

地域調整の進捗を踏まえ、必要な経費を予算化し整備を進めてまいります。



※整備手法やその他、様々な要因によりスケジュールの変更があります。